

## 第3章 監査委員

監査委員事務局

### 1 基本方針、監査基準

監査委員は、地方自治法、地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づいて、監査、検査及び審査を実施し、その結果に関する報告を決定し、これを議会及び市長等に提出し、公表する。

#### (1) 基本方針

監査委員は、公正で合理的かつ能率的な市の行政運営確保のため、違法、不正の指摘にとどまらず、指導に重点を置いて監査等を実施し、これにより市の行政の適法性、効率性、妥当性の保障を期することを、監査の基本方針としている。

#### (2) 監査基準

監査を実施するに当たり、基本方針を踏まえて監査基準を定め、これにより統一的組織的に監査を実施している。

### 2 実施した監査

監査等を義務づけられている定期監査、例月現金出納検査、決算審査、財政健全化審査を中心に、一般会計、特別会計、病院事業会計、下水道事業会計において、次の監査等を行った。

#### (1) 定期監査（地方自治法第199条第4項）

ア 4月から6月及び10月から3月に財政課ほか49課を対象として予算の執行及び収入・支出事務並びに財産の管理事務について監査を行った。

イ 市立小・中学校、幼稚園における予算の執行及び収入・支出事務並びに財産の管理事務については、9月に小学校9校、中学校5校、幼稚園1園の監査を行った。

ウ 公民館における財産の管理事務については、9月に公民館9館の監査を行った。

エ 病院事業については、2月から3月に契約事務、有形固定資産の除却・新規取得分の実査等を行った。

オ 下水道事業については、2月に収入事務及び契約事務並びに財産の管理事務について監査を行った。

カ 6月に公有財産のうち不動産の取得、処分の監査を行った。

#### (2) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

監査対象部課が所掌する行政事務についてテーマを設定し、10月から3月に「職員が経理に携わる協議会等の会計事務について」（市民税課ほか10課）を重点監査として実施した。

(3) 随時監査（地方自治法第 199 条第 5 項）

工事監査については、1 月に実施した。工事請負契約事務等の職員調査及び専門家に委託した工事施工の技術調査については 10 月から 1 月に行った。このほか 9 月に工事現場等の視察を行った。

(4) 財政援助団体等の監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

市が出資し、補助金、貸付金を支出し、損失補償をする等の財政的援助を与えている団体の中から、市が出資している 3 団体、そして、指定管理者制度を導入している施設の中から 2 課 2 施設、指定管理者 2 団体について監査を行った。

(5) 例月現金出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）

一般会計・特別会計の現金出納検査は、現金・預金の確認、領収書、収入諸票を中心として現金の出納に関連する会計管理者所管の証拠書類の提出を求め、検査を行った。

病院事業会計及び下水道事業会計の現金出納検査は、現金の収支に関連する証拠書類の提出を求め、検査を行った。

(6) 決算審査（地方自治法第 233 条第 2 項、地方公営企業法第 30 条第 2 項）

ア 7 月から 8 月に一般会計・特別会計の決算審査を行った。本市の採用している監査の体系は、定期監査、例月現金出納検査結果が、すべて、この決算審査に集約されるようになっている。これら監査、検査の結果を基に財政分析も併せて行った。

イ 病院事業会計については、財務諸表が病院事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか否かを主眼に、6 月から 7 月に決算審査を行った。

ウ 3 月に一般会計・特別会計及び病院事業会計の現金、預金、有価証券の実査、下水道事業会計の預金の実査を行った。また、会計管理者所管の共通物品、各主管課における薬品類・建設資材・被服類等の物品及び病院事業会計における棚卸資産の棚卸しの立会い並びに重要物品の実査を行った。

(7) 財政健全化審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項）

一般会計・特別会計の決算審査と同時期に、健全化判断比率及び公営企業 4 事業会計の資金不足比率について審査を行った。

### 3 他都市監査組織との関連

次の監査組織に加盟し、総会、研修会に参加し監査事務の研修や交流に努めているほか、近隣市において決算統計等を交換し、相互に比較検討を行っている。

- (1) 全国都市監査委員会
- (2) 関東都市監査委員会
- (3) 神奈川県都市監査委員会
- (4) 湘南都市監査事務研究協議会